

## 第1条(名称)

本クラブは、ルスデランパラFC(以下当クラブという)と称します。

## 第2条(目的)

当クラブは、西尾市、安城市、碧南市を中心にサッカーチーム活動を行う環境を提供し、技術の向上及び普及に努める共に、スポーツへの正しい理解を深め、健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

## 第3条(構成)

当クラブは、ジュニアユースチームで構成します。

## 第4条(会員)

本クラブの会員(以下会員という)は、下記のとおりとします。

・チーム会員(ジュニアユース)

## 第5条(練習中止)

練習中止にする場合は、下記のとおりとします。

・WBGT(暑さ指数)28℃以上

・悪天候

・スタッフ体調不良

WBGT や悪天候は、当日17時の状況で決定します。

悪天候は、Yahoo!Japan 天気 雨雲レーダーにて判断させていただきます。

スタッフ体調不良により練習中止となった場合、1週間につき500円、来月の月謝から割引させていただきます。

## 第6条(入会口及び手続き)

1. 当クラブに入会できるものは、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うに適した健康状態であり、当クラブが入会に適すると認めたもの(以下会員という)又、親権者の許可を条件とし、所定の入会申込書に必要事項を記入捺印し、提出することとします。

2. 入会申込書を提出した時点で、入会完了となります。

## 第7条(入会金、会費等)

会員は別に定める入会金、月会費を当クラブ指定の自動振替によって納入するものとします。一旦納入された費用は、不可抗力による場合を除いてはお返しいたしません。

## 第8条(費用の支払い方法)

本規約に基づく入会金、スポーツ保険金、月会費の支払い方法は自動振替にて支払うものとします。その際、自動振替登録に必要な口座振替依頼書を入会申込書と一緒に提出するものとします。

## 第9条(自動振替引落について)

1. 引落日は、毎月27日です。(振替日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、翌営業日が振替日となります。)
2. 入会日が20日以降の場合、翌々月27日に入会金、スポーツ保険、月謝3か月分を引き落とすものとします。

(例: 入会日1月25日の場合→3月27日に入会金、スポーツ保険、2月分3月分4月分が引き落とされます。)

## 第10条(物品販売について)

1. 代金は、自動振替によって引き落とされます。
2. 購入の流れは、ホームページ又はメールにて注文していただきます。その後スタッフから確認メールが送られますので、承認メールを送っていただき完了となります。
3. 商品の納期に1ヶ月以上かかる場合がございます。
4. 商品引き渡しから1か月間、商品の返品交換可能です。

## 第11条(体験について)

1. 体験は、3回までとなります。体験回数は、スクール側が把握しているものとします。4回目以降の参加は、入会申込書提出後とします。
2. 体験時の怪我等につきましては、スクール側は、一切責任を負いません。

## 第12条(駐車場、グラウンドについて)

1. 各自のゴミは、各自でお持ち帰りください。

- 子どもたちが駐車場に出る際、保護者の方は、責任もって監視してください。駐車場内でのドリブル、ボールをバウンドさせる行為等は、厳しく対応させていただきます。

### 第13条(長期休暇)

- ゴールデンウィーク(4月29日から5月5日)、お盆(8月11日から8月16日)、クリスマス(12月24日、12月25日)、年末年始(12月27日から1月3日)は、練習をお休みとします。
- 祝日及び月の第5週目は、原則練習を行います。
- 例外として長期休暇中でも試合や遠征、練習等を行うことがあります。その際は、1ヶ月前にご連絡いたします。

### 第14条(休会について)

- 休会のお申し込みは、休会希望月の前々月末までに、メールにて連絡ください。その際、休会月と理由を教えてください。

(例: 休会希望月が8月の場合→6月末までに休会の理由をご記入の上メールにて連絡してください。)

- 休会月は、通常月会費の50%を通常通りお支払いいただきます。
- 1.の条件を満たせなかった場合、通常通り会費が引き落とされます。
- 休会は、1ヶ月単位になります。

### 第15条(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、指導者の指示に従うものとします。

### 第16条(退会)

- 会員が会員都合により退会する場合は、退会を希望する月の前々月末までに当クラブに連絡していただき、後日、担当コーチから所定の退会用紙をお渡します。退会を希望する月の前月末までに提出し、当クラブの承認を得るものとします。
- 1.の条件を満たせなかった退会希望者は、退会希望月の月会費を支払うものとします。
- 一旦退会した会員が再入会する場合、再び、入会費5000円を支払うものとします。